告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

八測量 $\widehat{}$ 般国道 四号及 Ţ __ 般 国道十 七号に係る車載写真 V ・ザ測量による

現況確認(L=一・六二キロメートル))

三 作業地域

埼玉県さいたま市浦 埼玉県越谷市 V 1 ク 和区仲町 タウン六丁 四丁目から埼玉県さい 目 から埼玉県越谷市 たま市浦和区常盤六丁目 レ イ ク タ ウン二丁目

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目

四 作業期間

令和三年十二月六日から令和四年二月二十八日まで